



No. 3 (2013年4月)

★団体交渉を行いました！★

2月27日と3月25日に団体交渉が行われました。そこでの成果についての報告と感想を少し述べます。

1. H24年度給与削減分の返還について

大学側からは、「年度末でしめなければ、剰余金がいくらになるか分からないので、この段階での減額分の返還は考えていない」旨の回答が繰り返されました。その後、様々な意見交換を経て、「H24年度分に剰余金が出た場合は、組合と交渉の上で、何らかの対応をする」という内容で合意に達しました。

2. H25年度給与削減分の返還について

大学側から、「4月当初から予定どおりの幅で削減する。ただし、前半期の予算の執行状況などを勘案し、後半期において、削減率の見直しを行う」との回答がありました。組合側からは、せめて「12月期賞与だけは、予め削減の対象から外せないか」と求めましたが、継続交渉となりました。

3. 退職金削減に伴う諸問題について

組合から、教員について「定年延長」もしくは「再雇用」の仕組みを作ること求めました。学長からは「財源がない」旨の回答がありましたが、「予想される金額など、合理的根拠となる数値を示して欲しい」とただし、継続交渉となりました。引っ越し費用の大学負担については、退職予定者本人に希望や状況を聞いて対処することが確認されました。

4. 改正労働契約法への対応について

まず、組合から、「就業規則の枝規定の改定であり、労働基準監督署への届け出や過半数代表などへの対応が必要な事項では？」とたどしました。大学側は、「ガイドライン」なので、その必要ないとの見解を示しました。この点は、今後詰めていく課題となります。次に、組合から、「非常勤職員の無期化はなぜできないのか」を問いました。これに対しては、大学側からは「雇用の継続対象とするかどうかの“評価”が難しい」などと、事柄の本質からはずれた発言しか返ってきませんでした。最後に学長から「優秀な人に長く働いてもらう手立てを考えさせてくれ」といった旨の回答があり、今後の前進を期待させるものがありました。

*団体交渉参加雑感

報告者は、執行委員になるのは今回が三回目ですが、団体交渉についてこれまでとは全く異なる印象を受けています。前回（法人化直後）は、学長は交渉の場に出てこず「担当理事に任せている」として逃げ回っていました。そのため、交渉の場では何も決められず、むなしいやりとりを繰り返すことになっていました。また、当時の大学当局は交渉相手として極めて不誠実で、情報やデータを隠したり、ひどいときには「前の組合執行部は認めた」などと、ありもしない嘘をついてこちらをだまそうとすることすら行われました。闇残業も横行し、労基署の指導によって残業手当の追加支給が行われるなど、経営者としてもお粗末でした。学長権限の拡大解釈による専横的な学内運営が行われ、大学内が重苦しい雰囲気にも包まれていたことを覚えています。

今回団体交渉に参加して、目の覚めるような感じを得ました。何より学長が経営責任者として団交に臨んでいるので、その場で直接意見のやりとりをしたり、労使で妥協できる「案」づくりができるのです。そんなことは「交渉」では当たり前と思われるかもしれませんが「当たり前が当たり前ではなかった」のがかつての埼玉大学でした。今では交渉の前提となる数値データ等も事前に協議しておけばちゃんと提示されます。合意した内容も確認書の形できちんと残されます。これらもかつては中々できないことでした。もちろん、組合と大学当局とでは立場を異にしますので意見の食い違いや激しいやりとりもあります。しかし根底に「埼玉大学をよくしたい」という思いを共有した健全な労使関係が構築されていることを強く感じています。こうした関係が続いていき、労使双方が、それぞれの立場から埼玉大学の職場環境を向上させるよう努力・協力していくことが、魅力ある埼玉大学につながっていくことを確信しています。(U)

★非常勤職員の働き方に関するランチ勉強会を開きました★

去る、3月11日(月)、非常勤職員の働き方に関するランチ勉強会を開きました。教育学部の高橋哲先生からは「労働契約法とは?改正点の概要とポイント」と題して、昨年8月に施行された労働契約法改正の目的がどのようなものであり、働き方のルールが如何に変わるのか、また、埼玉大学ではどのような対応が行われようとしているのかについて話がありました。経済学部の金井郁先生からは「非正規で働くこととジェンダー：労働契約法改正で何がかわるか」と題して、そもそも非正規雇用の働き方についてどのような課題があるのか、その課題は労働契約法改正でどのように改善される可能性があるのかについて話がありました。

お昼休みの12時15分～13時10分まで非常に短い時間でしたが、組合の用意したランチを一緒に食べながら気軽に勉強できるスタイルがよかったのか、44人(内訳 教員7人、正職員2人、非常勤35人)の方が出席してくださり、大盛況となりました。また、非常勤の方々の関心も非常に高いことの表れだと感じました。

お昼休み中の限られた時間のなか質疑応答の時間が十分に確保できなかったため、後日(3月22日)に非常勤職員の方への相談会を組合事務室で開きましたが、9名の職員の方からの相談がありました。私たち組合執行部では、今回の学習会や相談会で非常勤の方々が毎年契約更新について非常に不安に思っていること、埼玉大学で長く働きたいと思ってくださっているという思いに触れました。また、部局ごとに独自の雇用形態がとられており、通常のルールと逸脱する形で、非常勤職員の雇い止め等が行われていることも明らかとなりました。今後すべての非常勤職員を最長5年で雇い止めをするという大学側の方針がいかにか合理的でないかを訴えたとともに、適切な雇用契約の扱いについて是正していきたいと考えております。

非常勤職員の方々のなかで、雇用に対する不安や、理不尽な雇用契約であると感じることがありましたら、是非組合事務室までご相談下さい。埼玉大学教職員組合では、非常勤の方々の声を少しでも多く吸い上げていきたいと考えていますので、ぜひ組合にご加入いただき、部局を超えた仲間づくりの場にしていただけたらと思います。(K)

埼玉大学教職員組合		〒338-0825		さいたま市桜区下大久保255	
TEL/FAX 048-853-5609		内線 3160		URL http://19.pro.tok.com/~saidaikumiai/	
E-mail saikyoso@mail.saitama-u.ac.jp					
組合事務室は生協第二食堂内 月火木金、午後12時～夕方5時 開室					